

緊急運行車両の事前登録制度について

【事前届出制度の概要】

都道府県公安委員会は、災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合などにおいて、災害応急対策を的確かつ円滑に行うため、災害対策基本法などの規定に基づき、区間または区域を定めて緊急通行車両等以外の車両の道路における通行の禁止または制限を行います。

この場合、道路交通法規定の緊急自動車以外の災害応急対策活動などに従事する車両は、都道府県知事または都道府県公安委員会の緊急通行車両としての確認と「標章」および「緊急通行車両確認証明書」の交付を受けないと規制区間・区域を通行することができません。

緊急通行車両等の事前届出制度は、緊急通行車両確認事務の省力化、効率化を図るため、災害対策活動などに使用される車両について事前に届出をする制度です。

事前届出を行うと、災害応急対策を実施する場合などにおいて緊急通行車両確認申請書に添付する書類が省略でき、審査の必要もなくなるため、「緊急通行車両確認証明書」および「標章」の交付時間が短縮されることとなります。

【事前届出の対象車両】

1 災害対策基本法の規定に基づく緊急通行車両

- ・災害対策基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両であること。
- ・指定行政機関などが保有し、もしくはこれらとの協定などにより指定行政機関などの活動のために使用される車両または災害発生時に他の関係機関・団体から調達する車両であること。

2 大規模地震対策特別措置法の規定に基づく緊急輸送車両

- ・大規模地震対策特別措置法に規定する地震防災応急対策に係る緊急輸送を行う計画がある車両であること。

- ・指定行政機関などが保有し、もしくはこれらとの協定などにより指定行政機関などの活動のために使用される車両または警戒宣言発令時に他の関係機関・団体から調達する車両であること。

3 原子力災害対策特別措置法の規定に基づく緊急通行車両

- ・原子力災害対策特別措置法に規定する緊急事態応急対策を実施するために使用される計画がある車両であること。

- ・指定行政機関、原子力事業者が保有し、もしくはこれらとの協定などにより指定行政機関、原子力事業者の活動のために使用される車両または原子力緊急事態宣言発令時に他の関係機関・団体から調達する車両であること。

4 武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）の規定に基づく緊急通行車両

- ・国民保護法に規定する国民の保護のための措置に従事する車両または物資の緊急輸送などを行う計画がある車両であること。

- ・指定行政機関などが保有し、もしくはこれらとの協定などにより指定行政機関などの活動のために使用される車両または武力攻撃事態など発生時に他の関係機関・団体から調達する車両であること。

【手続き】

1 申請者

緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者（代表者を含む。）

2 申請先

立川警察署交通規制係

3 提出書類

- ・緊急通行車両等事前届出書1通（複写式） *別紙の記載例参照
- ・申請車両の自動車検査証の写し1通
- ・指定行政機関など以外は、指定行政機関などとの「協定書」などの写し1通

申請書類等の流れ図

書類	建設業四団体	立川市	立川警察署
事前届出車両の車検証のコピー	提出	受理	
事前届出車両一覧		作成 提示	台数確認
緊急通行車両等事前届出書	各業種・会社に配布	受理	様式交付
	届出書に記載・押印	受理	
申請書類 ・ 緊急通行車両等事前届出書 ・ 車検証 ・ 協定書		提出	審査
緊急通行車両等事前届出済証	受理		交付

* 建設業四団体からは「車検証のコピー」と必要事項を記載、押印した「緊急通行車両等事前届出書」を立川市へご提出ください。

* 災害時の「協定書」は立川市防災課で準備いたします。

【問い合わせ先】

立川市市民生活部防災課

〒190-0022 立川市錦町 3-2-26

電話：042-523-2111（内線：919）

FAX：042-521-2568

別記様式第1号

<p>地震防炎 } 応急対策用 害 } 災 } 原子力災害 国民保護措置用</p> <p style="text-align: center;">記載例</p> <p style="text-align: center;">緊急通行車両等事前届出書</p> <p>東京都公安委員会 殿</p> <p>申請者住所 立川市錦町3-2-26</p> <p>(電話) 042-523-2111</p> <p>氏名 立川〇〇株式会社</p> <p>代表取締役社長 立川太郎</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;"> 立川 株式会社 取締役の印 </div>	<p style="text-align: center;">緊急通行車両等事前届出済証</p> <p>左記のとおり事前届出を受けたことを証する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">東京都公安委員会 印</p>
<p>番号標に標示されている番号</p> <p style="text-align: center;">多摩 500 あ 1234</p>	<p>(注) 1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通警察署、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。</p>
<p>車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)</p> <p style="text-align: center;">【用途の例】 ライフラインの復旧 緊急道路の啓開活動 生活関連物資の輸送活動 救命・救助活動 など</p>	<p>2 届出内容に変更が生じ又は本届出証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、警察本部交通部規制課又は事前届出をした警察署に届出て再交付を受けてください。</p>
<p>使用者</p> <p>住所</p> <p>氏名</p>	<p>3 次に該当するときは、本届出済証を返還しててください。</p> <p>(1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。</p> <p>(2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。</p> <p>(3) その他緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。</p>
<p>出 発 地</p> <p>(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、警察本部又は車両の使用の本拠位置を管轄する警察署に提出して下さい。</p>	<p>立川市富士見町2-36-47</p> <p>(042) 529-7100</p> <p>富士見支店長 立川一郎</p> <p>立川市富士見町2-36-47</p>